

平成30年第10回

北広島市教育委員会会議録

日時：平成30年8月28日（火）
14時00分～15時50分
場所：市役所4階会議室

○目 次

開会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第1	会議録署名委員の指名・・・・・・・・	1
日程第2	会議録の署名・・・・・・・・	1
日程第3	教育長報告・・・・・・・・	1～2
日程第4	報告第1号 教育行政報告について・・・・・・・・	2～3
	議案第1号 平成31年度に使用する小学校用教科用図書の採択について・・・・・・・・	3～7
	議案第2号 平成31年度から使用する中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について・・・・・・・・	7～10
	議案第3号 平成31年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）の採択について・・・・・・・・	10～12
	議案第4号 北広島市青少年健全育成推進委員会委員の委嘱について【非公開】・・・・・・・・	12
	議案第5号 平成30年度全国学力・学習状況調査の結果公表について【非公開】・・・・・・・・	13～15
日程第5	そ の 他	15
閉会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・	16

出席者	教育長	吉田孝志	説明員	教育部長	千葉直樹
	教育委員	松本 懿		教育部次長	佐藤直己
	(教育長職務代理者)			教育総務課長	下野直章
	教育委員	大山秀之		学校教育課長	河合一
	教育委員	成田郁久美		小中一貫教育課長	富田英禎
	教育委員	石上浩子		社会教育課長	吉田智樹
傍聴人	1人		エコミュージアムセンター長	平澤 肇	
			学校給食センター長	須貝初穂	
			学校教育課指導主事	小島雅人	
			記録員 教育総務課長	下野直章	

開会 14時00分

(議 事 の 経 過)

◎開会宣言

○吉田教育長 ただいまから、平成30年第10回教育委員会会議を開会いたします。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

○吉田教育長 本日は1名の傍聴希望がございましたので、非公開案件を除き、傍聴を許可いたします。

議事に入ります前に申し上げます。北広島市教育委員会傍聴人規則第4条の定めのとおり、傍聴人の方は、私語・談話・拍手、議事に批評を加え、又は賛否を表明するなど会議の妨害となるような挙動をした場合は、退場命令の対象となりますので、ご注意ください。

◎日程第1 会議録署名委員の指名について

○吉田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員として、松本委員を指名いたします。

○吉田教育長 日程第2に入ります前に、本日は、議案第4号が教育委員会会議規則第16条第1号に、議案第5号が同条第3号にそれぞれ該当いたしますことから、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 異議なしと認め、議案第4号及び第5号につきましては、非公開といたします。

◎日程第2 会議録の署名について

○吉田教育長 日程第2、会議録の署名についてであります。本日は、平成30年第7回教育委員会の会議録につきまして、署名委員であります大山委員に、本会議終了後、署名を頂きたいと思っております。

◎日程第3 教育長報告

○吉田教育長 日程第3、教育長報告に入らせていただきます。

○吉田教育長 今回は、教育長報告として3点報告させていただきます。

はじめに、チャレンジジュニアスクールについてであります。8月14日(火)から17日(金)にかけ、市スポーツ少年団本部(本部長:寺田清隆氏)との共催により、国立日高少年自然の家を拠点に、36名の参加者のもと開催いたしました。雨の影響により、一部予定の変更などがありましたが、参加した児童は実施プログラムを通し、集団行動やリーダーとしての必要な資質について学んだところであります。

次に、子どもの生活リズム向上事業についてであります。子どもの生活リズムの向上を図るため、各地区の生涯学習振興会などの協力をいただきながら実施をいたしました。今年度は、7月23日(月)から8月3日(金)にかけ、各地区において、全10事業が実施され、延べ298名の児童の参加があったところであります。

また、地域における新たな取組としまして、西部地区において西部地区生涯学習振興会を中心に実行委員会を組織し、2泊3日の通学合宿の取組が行われたところであります。

次に、通学区域審議会についてであります。8月27日(月)に今年度第1回の審議会を開催し、8月10日(金)の教育委員会会議におきまして議決をいただきました。北広島市立小学校及び中学校の適正規模の在り方について諮問を行ったところであります。次回以降、本市の小中学校の現状や課題を踏まえ、適正規模の在り方について議論していただくこととしております。

○吉田教育長 以上、3点の教育長報告をさせていただきました。皆さんからご質問等ございますか。
(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それでは、教育長報告につきましては、承認とさせていただきます。

◎日程第4 ○報告第1号 教育行政報告について

○吉田教育長 続きまして、日程第4、報告及び議事に入ります。報告第1号、教育行政報告につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 報告第1号、教育行政報告についてであります。市議会第3回定例会に教育行政報告につきまして、前回会議においてご指摘いただいた点を踏まえ、別紙のとおり修正しましたので、あらためて、教育委員会に報告するものであります。

前回会議において報告しておりますので、修正した個所を中心に報告内容を読み上げます。

「1 姉妹都市子ども大使交流事業について」ですが、4段落目に、本日16時30分から行われます帰市報告会につきまして追記しております。

それでは、4段落目を読み上げます。

8月28日には、帰市報告会を開催し、子ども大使一人ひとりが、互いのまちの歴史や文化を理解するとともに、東広島市との充実した交流が図られたことを実感したところであります。今後、子ども達には、両市の友好親善を深めるため、学校等において学習成果を還元していただきたいと考えております。

続いて、「2 北海道中学校体育大会について」ですが、前回の会議におきまして、全国大会の結果を追記することをご説明させていただきましたが、検討の結果、前回報告した内容から修正は行わないこととしました。

なお、各選手の全国大会の結果ですが、相撲個人戦に出場しました、東部中学校3年の仲上航希さんにつきましては、予選グループにおいて1勝2敗。陸上男子800mに出場しました、東部中学校3年の齊藤有哉さんにつきましては、予選グループにおいて第6位。ソフトテニス女子個人種目ダブルスに出場しました、東部中学校3年の成澤さちさん・北畠千佳子さんにつきましては、初戦1-4。柔道女子48kg以下級に出場しました、札幌日本大学中学校2年の後藤未結さんにつきましては、初戦優勢負けとなっております。

各選手ともそれぞれ善戦したものの、残念ながら初戦敗退でありましたが、自分の持てる力を最大限に発揮し、北海道の代表として、北広島市の名を全国に知らしめるとともに、競技種目を通じて全国レベルの選手達と交流を深めるなど、貴重な体験をすることが出来たものと考えております。

続いて、「3 教職員夏季特別研修について」ですが、3段落目の第6回教育を語る会の内容について、修正を行っております。

それでは、3段落目を読み上げます。

また、8月1日には、コミュニティ・スクールの意義や、地域が学校運営に参画する仕組み等について、理解を深めることを目的に、文部科学省コミュニティ・スクールマイスターの井上尚子氏をお招きして、市民の皆様、教職員を対象とした第6回教育を語る会を開催したところであります。

以上であります。

○吉田教育長 ただいまの報告第1号、教育行政報告につきまして、質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それでは、報告第1号につきましては、承認とさせていただきます。

○議案第1号 平成31年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

○吉田教育長 続きまして、議案第1号、平成31年度に使用する小学校用教科用図書の採択につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 議案第1号から第3号の説明に入る前に、教科用図書採択の制度や方法等について、担当の河合学校教育課長より、ご説明いたします。

○河合学校教育課長 別添資料2をご覧ください。

教科用図書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することで、その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。

また、採択の方法については、義務教育である小中学校等の教科書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、いわゆる無償措置法によって定められております。

採択にあたっては、無償措置法の規定により都道府県教育委員会が「市町村の区域又はこれらの

区域を併せた地域」を採択地区として設定し、その地区内の市町村教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科書を採択することとなっております。

採択地区は、都道府県の教育委員会が自然的、経済的、文化的諸条件等を考慮して決定することとなっております、道内には23採択地区が設定されております。

本市は、札幌市を除く、石狩管内7市町村による第1採択地区となっておりますが、第1採択地区内の教育委員会では、共同して種目ごとに同一の教科書を採択するための協議の場として「第1地区教科用図書採択教育委員会協議会」を設置し、協議会規約の規定により設置した調査研究委員会による専門的調査研究を行っているところであります。

採択の時期については、市町村教育委員会が協議会の決定を受けて、それぞれ採択を行うものであり、使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないこととされています。

なお、同一の教科書を採択する期間については、通常4年と規定されており、この間特別な事情がない限りは、毎年度、同一のものを採択することとなっております。

続きまして、検定・採択・使用開始の周期についてであります。別添資料3をご覧ください。

現在、小学校で使用している教科書につきましては、平成26年度に採択し、平成29年度までの4年間、同一の教科書を採択しております。

また、中学校の教科書につきましては、平成27年度に採択し、平成30年度までの4年間は同一の教科書を採択することとなります。

なお、「特別の教科 道徳」の教科書については、小学校は平成29年度、中学校は平成30年度に採択することとなっております。

以上が、教科用図書採択の制度や方法等であります。

なお、小学校用教科用図書の採択について、平成30年度は、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなりますが、平成29年度の検定において、新たな図書の申請がなかったため、基本的には前回の平成25年度検定合格図書の中から採択を行うこととなります。

また、平成30年度につきましては、7月の教育委員会会議でお知らせしましたとおり、平成31年度から使用する中学校用「特別の教科 道徳」の教科書を採択する年度であることから、一般の方々に教科用図書についての意見をいただくため、6月15日（金）から7月1日（日）まで、市図書館で図書の展示を行い、18件の意見がありました。

第1地区教科用図書採択教育委員会協議会では、調査研究委員会からの調査報告と、市民の方々からの意見も参考にしながら、別添資料1のとおり、1種の教科用図書を選定したところでありますので、選定された教科用図書の採択についての議案を、この後提案させていただきますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○吉田教育長 ただいま、議案第1号から第3号までの教科用図書の採択に係る議案に関し、教科用図書採択の制度や方法等について、説明がありました。質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それでは、あらためて議案の審議に入ります。事務局から、議案第1号につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 議案第1号、平成31年度に使用する小学校用教科用図書の採択についてであります。市内の公立小学校で使用する平成31年度の教科用図書について、第1地区教科用図書採択教育委員会協議会から選定結果の通知を受け、議案書3ページのとおり小学校用教科用図書を採択するため、教育委員会の議決を求めるものであります。

なお、現在使用している小学校用教科用図書につきましては、平成26年度に採択し、平成27年度から使用しているところであり、議案書3ページの一覧にあります教科用図書につきましては、現在使用されている教科書と同一のものとなっております。

教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、及び同法施行令第15条の規定により、採択された教科書の発行が行われなくなった場合など、特別な事情がない限りは、4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を使用することとなっておりますが、同法施行令第14条の規定により、採択については、使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないこととなっております。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第1号、平成31年度に使用する小・中学校用教科用図書の採択についてであります。はじめに、私が採択協議会から報告や説明を受けていますので、その内容についてご報告させていただき、その後、私からお答えできる範囲で、質疑等にお答えしたいと思います。

○吉田教育長 今回の選定については、現行の指導要領に基づいた選定になりますので、前回採択時に検討した内容に加えて、新学習指導要領との関わりで工夫点や関連性について検討したとのこと。

それでは、別添資料1の7ページをご覧ください。

はじめに、国語についてであります。検討の結果、採択理由の三点目の理由の後段、「特に」以下の記述のとおり、現行の教科書においても、「『対話的な学び』の実現に向けて、お互いの考えを伝えあったり議論し合ったりすることにも対応している」ことが採択の理由となったとのこと。

次に、書写についてであります。検討の結果、採択理由の三点目の理由の後段「新学習指導要領」以降の記述のとおり、「見通しを立てたり振り返ったりする学習場面の計画的な設定を図ること」にも対応していることが採択の理由となったとのこと。

次に、社会についてであります。検討の結果、採択理由の三点目の理由の後段「また」以降の記述のとおり、「補充的・発展的な学習に取り組めるコーナーがあり、児童の意欲や関心に応じた工夫がされており、『新学習指導要領における児童の主体性を引き出すなどの工夫』」にも対応していることが採択の理由となったとのこと。

次に、地図であります。検討の結果、採択理由の二点目の理由の後段「また」以降の記述のとおり、また日本とその周りのページでは「竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることがわかりやすくまとめられており、新学習指導要領の記述にも対応している」ことが採択の理由となったとのこと。

次に、算数であります。検討の結果、採択理由の一点目の理由の後段「また」以下の記述のとおり、新学習指導要領で求められる「数学的活動の充実を図られるとともに、児童の数学的考えを養うことにつながり、数学的な見方、考え方を働かせた学習を行うこと」にも対応していることが採択の理由となったとのことです。

次に、理科であります。検討の結果、採択理由の二点目の理由の後段「また」以下の記述のとおり、新学習指導要領で求められる「予想を確かめる方法を話し合う場面の結果から考える場面が位置づけられており、児童が考えたり説明したりしながら主体的・対話的に学びを高めていけるよう工夫されている」ことが、採択の理由となったとのことです。

次に、生活科であります。検討の結果、採択理由の四点目の理由の後段「特に」以下の記述のとおり、新学習指導要領の配慮事項にある「主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能になるようにすること」という対応していることが、採択の理由となったとのことです。

次に、音楽についてであります。検討の結果、採択理由の二点目の理由の後段「特に」以下の記述のとおり、新学習指導要領で求められる「我が国や郷土の音楽に愛着が持てるよう、日本の歌を含めて取り上げること」にも対応していることが、採択の理由となったとのことです。

次に、図画工作についてであります。検討の結果、採択理由の四点目全文が今回新たに検討・付加された内容であり、「題材における活動場面で児童がコミュニケーションを図りながら、造形活動を行う様子が掲載され、それらの考えを伝えたり話し合ったりしながら自分たちにとってよりよいと考える活動を行うことができるよう、工夫されていること及び新学習指導要領の配慮事項にある「感じたことや思ったこと、考えたことなどを話し合ったり聞いたりする、言葉で整理するなどの言語活動の充実を図ること」にも対応していることが採択の理由となったとのことです。

次に、家庭科についてであります。検討の結果、採択理由の六点目全文が今回新たに検討・付加された内容であり、「実習するだけに終わらせず、そのことをテーマとして対話を行うことを取り上げている」こと及び新学習指導要領の配慮事項にある「実習などで体験したことを説明したり、表現したり話し合ったりするなどの活動を充実すること」にも対応していることが採択の理由となったとのことです。

最後に、保健体育についてであります。検討の結果、採択理由の三点目の理由の後段「新学習指導要領」以降の記述のとおり、「健康に関心を持てるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れること」にも対応していることが採択の理由となったとのことです。

これらにつきましては、新学習指導要領の完全実施に向け1年間だけ使う教科書になりますが、これまで2年間使用している中で大きな問題もなく現行の学習指導要領に沿った形で教科書として十分使っていることに加え、新学習指導要領内容を踏まえたものになっているという分析を経て、選定を行ったとのことでした。

○吉田教育長 主な選定の理由である新学習指導要領との関連を中心にご報告させていただきましたが、教育委員の皆さんからご質問等がありましたらお願いいたします。

○石上委員 国語についてですが、選定理由の二点目にあります「児童の言語能力を螺旋的・反復的

に育成する」とは、具体的にどのようなことでしょうか。

○吉田教育長 「螺旋的・反復的」という用語は、学習指導要領の解説に出てくる教育用語です。学習指導要領に示されている各学年の指導事項に基づきながらも、それぞれの学年や学級の実態を十分に配慮して、当該学年に示されている指導事項でも、その前の学年において初歩的な形で取り上げたり、後の学年において程度を高めて取り上げたりして指導するなど、繰り返し学び、学びの質を練り上げていくということです。例えば、「木」という漢字を例にしますと、小学校1年生は訓読みで「き」、学年が進む中で「もく」「こ」などの読み方を学ぶ際に以前に学んだ読み方を復習するなど、繰り返し学ぶことを意味しています。

○松本委員 主に社会と地理に関係すると思いますが、統計資料など毎年データが更新されるものについてはどの様に取り扱われているのでしょうか。

○吉田教育長 選定に当たっては、前回採択時に検討した内容に加えて、新学習指導要領との関わりにおける工夫点や関連性の観点で検討したとのことですので、採択協議会からの説明ではデータの最新性や有効性は観点に含まれていませんでした。

なお、実際の学校現場では、辞典やデータが掲載されている資料等については、各教員が最新のものに差しかえているというのが現状です。

○吉田教育長 そのほかにご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それでは、採決に移りたいと思いますが、議案の3ページにございます教科用図書について、一括でお諮りさせていただいてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第1号、平成31年度に使用する小学校用教科用図書の採択につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第1号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第2号 平成31年度から使用する中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について

○吉田教育長 続きまして、議案第2号、平成31年度から使用する中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 議案第2号、平成31年度から使用する中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択についてであります。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、平成31年度から使用する中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書について、議案書5ページのとおり採択したいことから、教育委員会の議決を求めるものであります。

議案書5ページに掲載の教科用図書は、第1地区教科用図書採択教育委員会協議会が選定したも

のであり、選定理由については別添資料1の5ページのとおりであります。

協議会では、学習指導要領の方針や内容との関係を基本としながら、それぞれの教科用図書で取り扱われている内容や構成・排列、分量等が適正であるかなどについて、調査研究委員会の調査研究報告や市民の方々のご意見も参考にしながら協議を重ね、第1地区内で使用する教科用図書を選定したものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第2号につきましても、議案第1号と同様、はじめに、私が採択協議会から報告や説明を受けていますので、その内容についてご報告させていただき、その後、私からお答えできる範囲で、質疑等にお答えしたいと思います。

今回選定の対象となるのは8社の教科書であり、採択協議会内に調査研究委員会を設置し、その委員会で調査研究した内容に基づき、採択協議会で検討するという手続きをとったとのことでした。

選定の主な視点として、①考え議論する道徳、②家庭や地域との連携、③評価を行う上での工夫点、④小中学校の接続の視点から検討したとのことでした。

それでは、別添資料1の5ページをご覧ください。

はじめに、考え議論する道徳の視点についての調査研究の報告内容についてであります。学校図書の教科書の特色として、「学びに向かうために」という導入を配置していることがあるとのことでした。教育出版の教科書の特色として、教材の冒頭に「ねらい」を、終わりに「学びの道しるべ」を明記し、議論しやすい構成になっているとのことでした。光村図書の教科書の特色として、「学びのテーマ」を配置し、言語活動を意識させているとのことでした。日本文教出版の教科書の特色として、教材が取り扱うテーマを明らかにするという工夫がされているとのことでした。廣済堂あかつきの教科書の特色として、意図的に考え・話し合うという場面をつくるような構成になっているとのことでした。残りの3社もそれぞれ特色がありますが、ただいま報告しました5社が、考え議論する道徳の工夫があるということでした。

次に、家庭や地域との連携についての調査研究の報告内容についてであります。学校図書の教科書の特色として、「保護者の方へ」という文が各学年の教科書にあり、家庭教育との連携を目的とした工夫がされているとのことでした。教育出版の教科書の特色として、学校図書と同様に、「家の人から」という欄があり、保護者などがコメントを書く欄がつくられています。光村図書の教科書の特色として、生徒が家庭で話し合いにつなげられるようなコラムが配置されていて、親子で話ができるような工夫があるとのことでした。日本文教出版の教科書の特色として、保護者記入欄があり家庭で書いていただく工夫があるとのことであり、この4社が家庭との連携について工夫されているとのことでした。

次に、評価を行う上での工夫点についての調査研究の報告内容についてであります。この点につきましても、東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書出版、日本文教出版、廣済堂あかつき、日本教科書、学研教育みらいの全8社ともに自分を振り返るページがあり、それぞれ工夫があり評価が分かれることはなかったとのことでした。なお、議論の中で、道徳の評価については、単元ごとの短期評価よりも少し長いスパンの評価の方が適当ではないかとの議論があったとのことでした。ま

た、通知表との関係で、各学校の使い勝手が良さについても議論になったとのこと。評価は生徒自身が自己評価で書きますが、教材ごとに評価を書かせた場合は、教員が評価するのに時間がかかるのではないかという議論もあったとのこと。

次に、小中学校の接続についての調査研究の報告内容についてであります。新学習指導要領に小中学校の連携・接続や小中一貫の教育について記述がありますことから、この視点で検討を行ったとのこと。その結果、東京書籍と光村図書出版につきましては、小学校の教科書で扱っている教材をあえて中学校でもう一度取り上げ、小学校から中学校への成長の様子が比較できるように工夫されているとのことでした。また、教育出版と廣済堂あかつきにつきましては、中学校の教科書の冒頭のガイダンス部分で学習の振り返りがあり、その中で小学校における学びの教材について触れたり、小学校のときの学びを意識できるように工夫されているとのことでした。

以上の4つの視点を中心に議論した結果、光村図書出版を選定したとのことでした。

○吉田教育長 選定の視点を中心にご報告させていただきましたが、教育委員の皆さんからご質問等ありましたらお願いいたします。

○大山委員 今日的な課題である災害について取り上げている教科書はあったのでしょうか。

○吉田教育長 いじめ、災害や情報モラルなど今日的な課題の取り扱いにつきましても、視点の一つとしているとのこと。その点につきましては各社とも取上げており、評価が分かれていないとのこと。私が見た中では、災害につきましては、全ての教科書が3年間のいずれかで取り扱っており、教材として阪神淡路大震災、東日本大震災や熊本地震が取り扱われていました。

○成田委員 2点質問いたします。1点目は、教材ごとにテーマやねらいがあると思いますが、私の気づきなど生徒が自分で書いた内容は評価の対象になるのでしょうか。

2点目は、数冊教科書を読ませていただきましたが、テーマやねらいが明確なものがありました。あまりにねらい等が明確だと議論が誘導されるのではないかという懸念をもちました。この点について、教員の方はどの様に配慮し指導されるのでしょうか。

○吉田教育長 1点目の道徳の評価につきましては、数学のように正解が一つではないことから、児童生徒の考え方の変化を見ることが重要であり、先ほどご報告しましたとおり、単元ごとの短期評価よりも少し長いスパンの評価の方が適当ではないかとの議論や生徒自身が記入する欄のボリュームについて議論がされたとのこと。

2点目については、ご指摘のとおり、一定の答えに誘導していくような授業については行き過ぎだと考えています。児童生徒の中から、多様な意見や多角的な視点が出され、それをもとに議論するということが肝要と考えています。この点についても採択協議会の中で検討され、教材の設問や構成が誘導的なものについては否定的な意見が出されたとのこと。

○吉田教育長 また、最近の話題になっております鞆の重さの関係も検討されており、教科書の版としては、A4判、A5判版、B判とB5判があり、机の大きさを考えたらB5判が適当という議論になったとのこと。

また、ページ数と重さについてであります。各社紙質が工夫されており、今回選定された光村図書出版の教科書につきましては、B5判で、8社中もっともページ数が多いものの、重さとして

は中位とのことでした。

このほかご質問等ございますか。

○松本委員 はじめに感想として、今回、中学3年生の教科書を全て読ませていただきましたが、全て面白いものであり、いずれも遜色ないことから、教員の力量によって授業の内容も効果も変わるとの感想を持ちました。

次に質問ですが、小学校も光村図書出版ですが、選定に当たっては、小学校の教科書との連携を特に重視されたのでしょうか。

○吉田教育長 あくまで教科書の内容について議論されており、小学校で使用されている教科書との連携という視点はないとのことでした。

また、主な視点として4点に渡り報告させていただきましたが、最も重視するものは、考え議論する道徳の視点であり、教材として議論が膨らむような構成になっているか、発問例や教員が参考にでき授業展開に広がりを持つようなものか、について特に議論されたとのことでした。

○松本委員 中学生1、2、3年生で考え議論する道徳という視点を最重要視して選んできたという点においては、光村図書出版の教科書の選定については評価できると考えます。

○吉田教育長 そのほかにご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第2号、平成31年度から使用する中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第2号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第3号 平成31年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書 (一般図書)の採択について

○吉田教育長 続きまして、議案第3号、平成31年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書(一般図書)の採択につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 議案第3号、平成31年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書(一般図書)の採択についてであります。北海道教育委員会が作成した「平成31年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書(一般図書)採択参考資料」に新たに登載された15点の一般図書について、平成31年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書(一般図書)として採択したいことから、教育委員会の議決を求めるものであります。

特別支援学級に在籍している児童生徒は、障がいの種類や程度が様々であることから、学校教育法附則第9条の規定により、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でない場合には、文部科学省検定済教科書の下学年用及び文部科学省著作教科書、並びに一般図書を使用することができることとなっております。

一般図書につきましては、個々の児童生徒に合わせて選択ができるように、北海道教育委員会が毎年作成する「小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」に登載されている図書を、毎年採択しております。

別添資料1の6ページにありますように、協議会では、平成31年度に使用する一般図書として、北海道教育委員会から新たに教科別に追加となった15冊について調査を行った結果、北海道教育委員会が作成した「平成31年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」に登載する一般図書とすることについて決定したところがあります。今回の決定により、登載された一般図書は合計324点となっております。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第3号につきましても、議案第1号、第2号と同様、はじめに、私が採択協議会から報告や説明を受けていますので、その内容についてご報告させていただき、その後に、私からお答えできる範囲で、質疑等にお答えしたいと思います。

○吉田教育長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、北海道教育委員会において特別支援学校及び支援学級で一般図書として使用できるものとして、現在300点余りを選定していますが、今回は新たに15点の一般図書を選定するというのが提案内容です。

一般図書については、障がいの内容に応じた図書としてA、B、Cに区分されますが、今回報告があったものは全てBに区分されるものであり、いわゆる普通の教科書では少し学習に困難を来すものの、この一般図書によって学びを深められる可能性がある児童生徒に対応するものです。

私も採択協議会から一般図書の実物を見せていただきましたが、平仮名の学習用で、例えば、「い」ならイチゴの図柄が書いてあるなど身近なものを題材に図柄や模型などを使いながら学ぶものや、魚の鱗が1枚1枚光って色が変わるもの、特殊な印刷によりざらざらした質感を感じることができるものなど、視覚や触覚も使いながら意欲を持たせたり、体験的に学習できるものがありました。

こうした特色ある一般図書15点について検討されたとのことですので。選定の理由につきましては、別添資料1の6ページの記載のとおりとなっております。

○吉田教育長 ただいまの議案第3号、平成31年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）の採択につきまして、質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第3号、平成31年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）の採択につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田教育長 議案第3号につきましては、原案のとおり決することとします。今後の手続き等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 ただ今、平成31年度に使用する教科用図書等につきまして、本市教育委員会で採択いただきましたが、無償措置法の規定により、8月31日までに、共同採択地区である石狩管内の7市町村の教育委員会で採択が行われる予定です。

教科用図書やその採択につきましては、国民の関心が高く、また開かれた採択が一層求められて

いることから、本市の情報公開条例に基づいた範囲で、①採択教科書一覧、②協議会委員、③協議会規約、④会議録、⑤調査研究報告書について、9月3日（月）から18日（火）までの期間、教育委員会窓口、図書館及び市のホームページで公開をしたいと考えておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

説明は以上であります。

○吉田教育長 ただいま説明のありました今後の手続き等につきまして、質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それでは、議案第1号から議案第3号についての審議を終えることとします。

○吉田教育長 このあとご審議いただく議案第4号及び議案第5号につきましては、非公開案件であることから、傍聴人の方は、退席願います。

（傍聴人退席）

○議案第4号 北広島市青少年健全育成推進委員会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

○議案第5号 平成30年度全国学力・学習状況調査の結果公表について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

◎日程第5 その他

○吉田教育長 日程第5、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 次回の教育委員会の日程についてお諮りいたします。

次回、平成30年第11回教育委員会議定例会につきましては、すでにご案内させていただいたとおり、9月7日（金）14時から、場所は市役所4階会議室において、開催させていただきたいと思います。

議事案件としましては、平成30年度スポーツ賞等受賞者の選考及び文化賞等受賞者の選考についての諮問について、を予定しております。

以上であります。

○吉田教育長 次回、第11回の教育委員会会議は、9月7日（金）14時から、場所は、市役所4階会議室で開催ということで皆さまよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎閉会宣言

○吉田教育長 以上で第10回教育委員会会議に付議された議事は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

15時50分 閉会

以上、会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

教 育 長

署 名 委 員
